

## 流山市役所非構造部材等耐震点検及び報告書作成業務提案募集要綱/PPP 事業【再公募】

平成 24 年 8 月

**1.募集の趣旨**

流山市（以下「本市」という。）では、保有する施設を財産と捉え、戦略的な施設経営を行うファシリティマネジメント（以下「FM」という。）を推進しています。

本業務は、FM 施策として、流山市役所第一庁舎・第二庁舎（以下「流山市役所」という。）の外壁・天井・サッシ及びガラス・設備等（以下「非構造部材等」という。）の耐震性の点検、改修費用の概算金額算出、他施設での非構造部材等の耐震点検で活用できる点検フォーマットの作成等の業務を行うものです。

本市では、構造部材の耐震化が進む中で、東日本大震災において多くの被害が発生し、国土交通省や文部科学省を中心に多角的・技術的な検討がされている非構造部材等の耐震点検を PPP (Public Private Partnership) の考え方をを用い、民間事業者のノウハウを活用して実施し、今後、FM 施策として本市が保有する他の公共施設へ水平展開を図ることを予定しています。

本公募は、非構造部材等の耐震性能に関する技術的な基準が確立されていない中で実施することから、民間事業者から優れたノウハウを活かした提案を受けるために公募を行い、本市にとって最も優れていると考えられる事業者を選定することにあります。

最も優れている提案を行った応募者（以下「事業者」という。）は、本市との契約を締結し、プロポーザル提案の内容を基に本業務を実施します。

ただし、本業務は解除条件付きの募集であり、平成 24 年第 3 回定例会に上程する予算案件が議会で承認されないことにより、本業務が実施できなくなった場合には、本件は提案を募集したことに留まり、事業化はされないこととなります。

**2.事業概要****2.1 事業の名称**

流山市役所非構造部材等耐震点検及び報告書作成業務

**2.2 事業場所の概要**

施設名称	流山市役所第一庁舎、第二庁舎
住所	流山市平和台 1-1-1
用途	地方公共団体の庁舎
棟概要	(1)第一庁舎：SRC 造 5 階建 ・昭和 62 年築 ・延べ面積：6,857.65 m <sup>2</sup> (2)第二庁舎：S 造 4 階建 ・平成 22 年築 ・延べ面積：3,494.08 m <sup>2</sup> ※(2)第二庁舎は、平成 22 年度築であることから、簡易点検（図面及び各部位の代表的な場所の現地調査）でも可とします。

## 2.3 本業務の概要

事業者は、プロポーザル提案の内容を基に下記に掲げる業務を実施します。

### (1)事業場所における非構造部材等の耐震点検

事業場所において「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成 22 年 3 月文部科学省）」を参考に、事業者の創意工夫を生かした非構造部材等の耐震性能の点検を行います。点検する非構造部材等は、外壁・天井・金属建具（サッシ及びガラス）を必須とし、それ以外は事業者の提案によるものとします。

### (2)概算金額の算出

上記の耐震点検において、事業者が耐震性能の確保のため改修必要だと判断した部位・部材については、その改修箇所・方法及び概算金額を算出します。

### (3)点検フォーマットの作成

事業者の既存のノウハウ、本業務を通じて得られた知見等を基に、本市が他施設でも非構造部材等の耐震点検を容易に行うことができるフォーマットを作成します。

## 2.4 業務スケジュール（予定）

業務期間	契約日翌日～平成 25 年 3 月 31 日まで
事業者の決定	平成 24 年 10 月
予算の承認～契約	平成 24 年 10 月上旬
調査及び報告書の作成	平成 24 年 10 月中旬～平成 25 年 3 月 31 日

## 3.応募条件

### 3.1 応募者

- (1)応募者は、本業務を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。
- (2)グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を 1 社選定してください。
- (3)参加表明時、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。
- (4)応募者は、応募を含むそれ以降の契約や本業務の一切を行うこととします。

### 3.2 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- (1)応募者は、「8.提案時提出書類」に示す提出書類により、本提案募集要綱の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2)応募者のうち、主たる業務及び本市との総合調整を行う者（以下「主任技術者」という。）の資格は、一級建築士とする。
- (3)応募者の代表企業及び主任技術者は、過去 5 年以内に官公庁での大規模改修、耐震補強、耐震診断等の設計業務を実施した実績を有すること。
- (4)本業務が PPP の概念を用いた官民協働プロジェクトであることを十分に理解し、本業務の

遂行に際し、本市との十分な調整能力を有すること。

### 3.3 応募者の制限

本募集要綱公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができません。

- (1) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成 3 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年 6 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、または本業務の提案書提出日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
- (6) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- (10) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- (11) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

### 3.4 応募に関する留意事項

#### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

#### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとします。

#### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

(4)本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(5)1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

(6)複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

(7)流山市役所等デザインビルド型小規模バルク ESCO 事業の取扱い

事業場所では、別途、FM 施策として実施する「流山市役所等デザインビルド型小規模バルク ESCO 事業（以下「ESCO 事業」という。）」により、平成 24 年秋に空調設備・照明設備の更新工事を行います。事業者は、このことを十分に理解し、調整を図りながら本業務を実施することとします。なお、事業者提案により空調設備・照明設備を点検する場合は、その対象を ESCO 事業による更新後のものとします。

(8)構成員の変更の禁止

応募者の構成員及び主任技術者の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではありません。

(9)提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

(10)虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とします。

## 4.事業者選定の流れ

### 4.1 応募者

応募者は、「3.応募条件」で定める資格要件を満たす者で、5.1 に記す日程により参加意思表明書を提出した者として、

### 4.2 応募資格要件の確認

提案をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者の提案を有効提案として、4.3 に示す最優秀及び優秀提案の選定を行います。

### 4.3 最優秀及び優秀提案の選定

流山市役所非構造部材等耐震点検及び報告書作成業務提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案の中から最優秀提案を 1 件及び優秀提案を数件選定します。

### 4.4 契約から事業実施

最優秀提案をした者は事業者となり、本業務に関する予算案件の議決を経て、本市と契約を締結します。なお、本業務は事業者が行った提案の範囲内で行うものとします。

#### 4.5 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：流山市総務部財産活用課

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7150-6069

電子メール：kanzai@city.nagareyama.chiba.jp

ホームページ：http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/kanzai/fm/fm-index.htm

### 5.提案募集スケジュール

#### 5.1 日程

提案の募集及び選定は、次の日程（予定）で行います。

募集要綱の公表（流山市ホームページに掲載）	平成24年8月20日
募集要綱に関する質問の受付	平成24年8月20日～8月31日
質疑回答（流山市ホームページに掲載）	平成24年9月7日
参加意思表明書の提出	平成24年9月10日～9月14日
企画提案書の受付	平成24年9月24日～9月28日
プレゼンテーション	平成24年10月
最優秀及び優秀提案の選出、結果通知	平成24年10月
契約の締結	平成24年10月
本業務の実施	平成24年10月～平成25年3月
報告書提出期限	平成25年3月31日

#### 5.2 提案募集の手続き

##### (1)募集要綱の公表

募集要綱は、本市のホームページにて公表します。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/kanzai/fm/fm-index.htm>

##### (2)募集要綱に対する質問

本要綱に関する質問は、次により行ってください。なお、質問は各社1回限りとします。

##### 1)質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式により事務局に持参、郵送または電子メールにより提出してください。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着を確認してください。なお、電話、口頭による質問は受け付けません。

##### 2)受付期間

平成24年8月20日～8月31日（午後5時必着）

持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

### 3)回答

回答は、本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要綱と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

### (3)参加意思表明書の提出

本業務への参加を希望する場合は、別紙様式により期限内に参加意思表明書を提出してください。提出の方法は持参または郵送とします。この参加意思表明書の提出を企画提案書提出の条件とします。

### (4) 企画提案書の提出

応募者は、「8. 提案時提出書類」に従い、企画提案書を作成し、4.5 に記す事務局へ持参で提出してください。

## 6.審査及び審査結果の通知

### 6.1 審査

審査委員会は、総合的に企画提案書の審査を行います。また応募多数となった場合は、書類選考を行う場合があります。

(1)提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。

(2)最優秀提案者を契約に向けての事業者とします。また、優秀提案者を次選交渉権者とします。

### 6.2 審査結果の通知及び公表

(1)審査結果は、文書で通知するものとします。

(2)審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

(3)審査結果は、本市のホームページで公表します。

(4)審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切お答えできません。

### 6.3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1)期限までに書類が提出されない場合

(2)提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4)本募集要綱に違反すると認められる場合

## 7.提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、企画提案書を作成するものとします。

### 7.1 業務の遂行

(1)平成25年3月末日までに報告書の提出を含むすべての業務を完了させること。

### 7.2 委託費

(1)本業務の委託費は4,515,000円（税込）以内とする。

### 7.3 成果品

#### (1) 調査結果報告書（黒表紙金文字製本 1 部、CD-R1 枚）

CD-R による報告書は、PDF 形式のファイルに加え、Word、Excel、jww、jpeg 等の編集可能なファイル形式のものを収録する。

調査結果報告書は、非構造部材等の点検箇所、点検方法、点検結果、改修の概算金額等の本業務に係る一連の成果をわかりやすくまとめ、調査時の写真等の資料も含むこと。詳細は、契約締結後、事業者から報告書のアウトラインを提示し、本市との協議により決定する。

#### (2) 点検フォーマット

Excel 形式で上記調査結果報告書の CD-R に含めて提出する。なお、建築的な知識を有さない職員でも容易に点検が行えるように、点検実施にあたってのマニュアルを提出する。

点検フォーマットは、出力時に 1 枚で 1 棟の概要が網羅できるもの（資料等の関係で複数枚となる場合には、1 枚目に総括表として全体像が把握できるシート）とする。

#### (3) 打合せ・現場確認記録簿

本市との協議、現場確認の内容等について、実施した内容が分かるものを紙ベース及び電子ベース（上記(1)調査結果報告書の CD-R 内）で提出する。

## 8. 提案時提出書類

次の提出書類を A4 縦長ファイルに綴じたものを、企画提案書として 10 部提出してください。

（ファイルの表紙、背表紙には事業名、応募者名を記載してください。）

#### (1) 提案概要（様式 1）

#### (2) 業務のフロー及びスケジュール（様式 2）

#### (3) 点検項目の点検方法（様式 3-1～3-4）

#### (4) 本業務に関する提案（様式 4）

#### (5) 関係書類<sup>1</sup>

ア 印鑑証明書（受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）

イ 商業登記簿謄本（受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）

ウ 納税証明書

エ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

<sup>1</sup> 本市有資格者名簿に登録されている場合は添付不要です。